

平成 23 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 23 年 12 月 7 日（木曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

総務課長 竹谷 敏和

税務課長 郷家 栄一

介護福祉課長 松岡 秀樹

国保年金課長 高橋 信子

建設部副理事(兼)道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開会

○議長(板橋恵一)

おはようございます。

12月定例会、本日から開会いたしますので、きょうも慎重審議よろしく願います。

これより平成23年第4回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において柳原清議員及び戸津川晴美議員を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定

○議長（板橋恵一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 14 日までの 8 日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 8 日間と決定いたしました。

---

○議長（板橋恵一）

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 3 行政の報告

○議長（板橋恵一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 4 回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、条例 2 件、補正予算 6 件、その他 2 件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第3回定例会以降今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告いたします。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、秘書関係ですが、11月1日に挙行いたしました市制施行40周年記念式典におきましては、約800名の方々に御出席いただき、103名の個人と18団体に対し表彰状の贈呈を行い、その功績をたたえとともに感謝の意を表しました。また、第2部として中国内モンゴル出身のボルジギン・イリナさんによるモンゴル民謡披露や、友好都市である奈良市で御活躍中のソプラノ歌手の岡田由美子さんによる復興コンサートを行いました。

次に、プロジェクト推進関係ですが、企業誘致につきましては、8月の東京セミナーに引き続き、11月10日に「宮城県企業立地セミナー・イン・名古屋」を宮城県等と合同で開催し、参加企業約170社に対し、今回も私みずから本市の復興状況や投資環境をアピールしてまいりました。また、被災された企業の皆様の事業活動の再興と新たな産業の創出・発展等を目的として、市内桜木に所在するソニー株式会社様の一部建屋を貸与する「みやぎ復興パーク」事業が10月から開始されております。本市におきましても、被災された企業の皆様への支援の一環として、また新たな産業の創出拠点となることを期待して、入居あっせん等の支援に取り組んでおります。

(仮称)多賀城インターチェンジの早期整備に向けた取り組みでございますが、皆様には既に御案内のとおり、本市の長年の悲願であった三陸縦貫自動車道仙塩道路の4車線化と(仮称)多賀城インターチェンジ新設に着手することが決定されました。国の第3次補正予算においても所要額が措置されており、これまでにないスピードで施工がなされる予定です。これもひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第でございます。今後は、埋蔵文化財の発掘調査や周辺環境等との調整を図り、早期に完了するよう事業協力してまいります。12月5日にはホテルキャッスルプラザ多賀城において、(仮称)多賀城インターチェンジ早期整備促進協議会が主催する活動成果報告会が開催され、協議会会員等80名が参加しました。

次に、震災復興推進局関係ですが、復興検討委員会につきましては10月26日に第5回の委員会を開催し、震災復興計画(案)についての提言をいただきました。また、同計画に係る市民等との意見交換につきましては、11月1日に仙塩工場多賀城地区連絡協議会、多賀城市工場地帯防災協議会及び多賀城市建設災害防止協議会の各協議会加盟各社を対象として実施し、11月12日から18日までは市民活動サポートセンター、大代地区公民館及び山王地区公民館において市民を対象として計6回実施いたしました。参加いただいた約30社、市民等延べ215名の方々から貴重な御意見をいただきました。11月7日から25日までの間、市役所や文化センター、地区公民館などにおいて同計画(案)に対する意見を募集し、49件の御意見をいただきました。さらに、11月27日には、被害が甚大であった宮内地区の居住者と土地・建物等の所有者等を対象に震災復興計画(案)の宮内地区に関する内容と今後の取り組みの方向性に関する意見交換会を開催いたしました。宮内地区の皆様とは震災復興計画に掲げる施策の実現に向けて、今後も継続的に意見交換を行ってまいります。

次に、総務部について申し上げます。

まず、総務課関係ですが、多賀城駅北開発株式会社に係る公金違法支出損害賠償請求事件につきましては、さきの第3回定例会において御報告しましたとおり、10月11日に仙台地方裁判所から原告の請求を却下及び棄却する判決が言い渡されました。原告は、これを不服として仙台高等裁判所へ控訴しております。本市といたしましては、第1審同様に適正な公金の支出である旨を主張し、対応してまいります。

また、第3回定例会で御審議いただきました学校法人高橋学園に対する不当利得（精算金）返還請求事件につきましては、11月4日に仙台地方裁判所に訴えを提起いたしました。第1回口頭弁論は、12月21日に行われる予定です。

次に、災害復旧に係る他自治体からの派遣等についてですが、公共建築物の設計・監督業務に中長期的に従事していただくため、全国史跡整備市町村協議会で御縁のある富山県高岡市から地方自治法に基づく職員派遣として、11月1日から平成24年3月31日まで1名の職員を本市に派遣いただいております。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、市民活動推進関係につきましては、平成19年度から地域経営アドバイザーをお願いしていた特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターの加藤哲夫代表理事の逝去に伴い、11月から高崎経済大学地域政策学部地域づくり学科の櫻井常矢准教授に就任いただきました。「ひと、つながり、支え合い」等を大切にされたソフト面の取り組みがこれまで以上に一層重要となり、地域経営アドバイザーの果たす役割も大きくなっていることから、同氏からの貴重なアドバイスを生かし、人々のつながりを重視した地域経営を目指してまいります。

友好都市関係につきましては、奈良市において本市を支援するため、地元の造り酒屋3社と東大寺の協力により、多賀城産環境保全米ひとめぼれを使用した酒の製造が決定いたしました。売り上げの一部は義援金として本市へ寄せられる予定です。

広報広聴関係につきましては、市制施行40周年を記念し、これまでの本市の歩みを写真で紹介するページを市ホームページに新設いたしました。また、KHB東日本放送が毎年開催している「みやぎふるさとCM大賞」にことしも応募しました。ことしは「震災からの復興」をテーマに、市民有志の皆さんとともに作品の制作を行いました。審査の様子は、来年1月3日にテレビ放送される予定です。

次に、交通防災課関係ですが、交通安全関係につきましては、9月2日に秋の交通安全市民総ぐるみ運動推進会議を開催し、交通安全関係団体の参加、協力のもと、9月21日から同月30日までの10日間、秋の交通安全市民総ぐるみ運動「飲酒・無謀運転ニラめ作戦」を実施いたしました。「交通事故死ゼロを目指す日」となっている最終日の30日には、国道45号の多賀城八幡小入り口交差点付近で、交通安全推進諸団体の皆さんや仙台育英学園の生徒たちが、通行するドライバーに標語を記したボード、横断幕を提示するとともに、チラシ、ニラを配布し、交通事故防止を呼びかけました。

防犯関係につきましては、全国地域安全運動期間に合わせて10月11日から同月20日まで10日間、各地区防犯協会において地域防犯パトロールが実施されました。19日には、市、防犯協会連合会及び塩釜警察署との合同で本年度2回目の市内一斉防犯パトロールを行いました。国道45号や中央部の小中学校付近のパトロールのほか、多賀城駅前周辺及び大型スーパーでチラシの配布を行い、自転車・バイクの盗難防止及び万引き防止を呼びかけました。

また、10月13日、20日及び27日には、市内JR4駅において、駅前駐輪場放置自転車クリーンアップ作戦を市、防犯協会連合会及び塩釜警察署との合同で実施し、201台の放置自転車を撤去いたしました。

次に、消防関係につきましては、11月9日から同月15日までの7日間、秋の火災予防運動として消防団各分団による巡回広報活動を行いました。また、多賀城市婦人防火クラブによる「防火モーニング運動」が行われ、市内小学校の登校児童に対し防火啓発の声かけを実施されました。

12月4日、仙台市太白区で財団法人日本消防協会及び財団法人宮城県消防協会主催の東日本大震災消防殉職者慰霊式が開催されました。本市を含む県南地区4市3町の消防殉職者42名の遺族や地元市長・町長、消防団員約450名が参列しました。なお、本市では、東日本大震災によって第5分団所属の団員1名が殉職しております。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係ですが、災害廃棄物処理事業につきましては、仮置き場として使用しておりました（仮称）多賀城インターチェンジ予定地と三陸自動車道高架下からの災害廃棄物の搬出を11月11日に完了し、仮置き場としての使用を終了しております。

また、災害廃棄物中間処理業務につきましては、7月に実施いたしましたプロポーザルにより優先交渉権者に選定された株式会社鴻池組東北支店が仙台港湾地区への中間処理施設設置に関する仙台市との協議を終了し、現在、中間処理プラントを設営しております。

なお、宮城県において進めている災害廃棄物の処理業務につきましては、本市を含む2市1町を対象とした宮城東部ブロック災害廃棄物処理の企画提案に3企業体から技術提案があり、11月23日に審査会が開催され、候補者が決定されました。今後、宮城県議会第4回定例会で議決された後に契約となる予定とのことです。

放射線量の測定につきましては、平日に市役所敷地、毎週水曜日に市内8施設で継続的に実施しており、また小学校の通学路につきましても11月15日に測定を完了し、測定結果を市のホームページで公開しております。なお、結果につきましては、全施設とも健康に影響を与えるレベルの数値は検出されておられません。

狂犬病予防集合注射事業につきましては、法律で6月末までの予防注射接種と定められておりますが、ことしは震災のため特例措置として12月末まで実施猶予できるとの国からの通知を受け、本市におきましては10月に実施し、849頭に注射を行いました。

次に、農政課関係ですが、11月9日、「多賀城市農業復興委員会」を設置いたしました。本委員会は、被災した本市の農業を復興することを目的として、本市及び農業関係団体との連携のもと、農業復興プランを策定するため設立したものであります。11月18日から19日には、被災農家20名が、秋田県大潟村の被災市町村視察受け入れ支援事業により、農業の生産性向上・効率化策を推進するため、農地の集約化・集団営農及び農地基盤整備状況について視察してまいりました。

市民協働による農業用排水路整備事業につきましては、11月1日から南宮、新田、八幡、市川地区で工事を実施しており、完了は12月20日ごろを予定しております。

次に、商工観光課関係ですが、被災事業者対策につきましては、11月1日から仮設店舗等への入居希望の募集を開始いたしました。また、同日から「多賀城市被災事業者支援事業」の受け付けを開始しております。11月末時点で交付件数は43件で、補助金額の合計は427万円となっております。

なお、多賀城・七ヶ浜商工会と連携して進めてきた国の「中小企業等グループ施設等復旧支援補助事業」につきましては、第2次募集において「多賀城市中央商店振興会」の事業計画が採択され、10月28日に本申請を行いました。11月30日、同事業の第3次募集において、本市工場地帯等に所在する被災企業49社の事業計画が採択されました。これらの補助金交付総額は約75億円で、企業集積型の補助採択の中では最大規模を誇ります。私自身、再三にわたり関係省庁に要望活動を行ってきただけに、この吉報には喜びもひとしおでございます。

観光関係につきましては、10月16日に多賀城市観光協会主催の「第18回壺の碑全国俳句大会」が東北歴史博物館を会場に開催され、県内外から220名の参加がありました。投句には、兼題の部に1,421句、当日の囑目吟に138句、小中学生の部には2,596句が寄せられました。ことしは、特別選者として池田澄子氏、石田郷子氏、星野高士氏をお迎えし、公開座談会などが開催されました。

また、11月1日に友好都市の太宰府市民政庁まつりに、11月6日には東京都国分寺市の国分寺まつりに参加し、物産販売と東日本大震災のDVD上映や写真展示を行いました。

11月13日、陸上自衛隊多賀城駐屯地を会場として多賀城・七ヶ浜「大復興祭」～たがじょう市民市・ボックと収穫祭～が開催されました。「多賀城やかもち鍋」、友好都市天童市の「いも煮鍋」、さらに太宰府市の「もつ鍋」、栗原市栗原耕英地区の物産販売、仙塩工場多賀城地区連絡協議会によるPRコーナー、フリーマーケットなど多くの出店があり、来場者は約2万3,000名とにぎわいました。

また、JR東日本との連携事業である「駅長オススメの小さな旅」を10月29日と11月12日に実施し、27名の参加者が史都多賀城の秋を満喫いたしました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係ですが、被災者支援につきましては、三重県から応急仮設住宅にお住まいの方へ石油ファンヒーター373台の御提供を初め、交流イベントの開催や衣料品・生活用品の提供など、各種支援団体の御協力によるさまざまな支援活動を展開しております。

次に、こども福祉課関係ですが、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、11月18日に民生委員等を対象に児童虐待防止推進講演会を開催し、90名の参加があったほか、市内各小中学校の児童・生徒に啓発用ポケットティッシュを配布し、虐待防止に向けた啓発活動を実施いたしました。

子ども手当につきましては、制度改正に伴い、10月から新たな認定請求手続の受け付けを開始しております。11月末現在、4,199件を受け付けました。

被災世帯への保育料及び留守家庭児童学級利用料の減免につきましては、被害の程度に応じて全部または2分の1の減免措置を実施しており、11月末現在、保育料の減免対象人数は167名、留守家庭児童学級利用料の減免対象人数は86名となっております。

次に、健康課関係ですが、各種検診につきましては、震災の影響により延期しておりました特定健康診査（健康診査）、肝炎ウイルス検診、結核検診、肺がん検診及び前立腺がん検診を9月15日から10月3日まで実施し、延べ1万3,178名が受診しました。また、歯周疾患検診を10月に、大腸がん検診を10月から11月まで実施いたしました。なお、胃がん検診、乳がん検診及び子宮がん検診は11月から、骨粗鬆症検診は12月から実施しております。

今年度のインフルエンザ予防接種につきましては、新型インフルエンザの流行が終息したことにより、例年の高齢者季節性インフルエンザ予防接種として10月1日から実施しております。また、インフルエンザ予防促進のため、65歳以上の方への接種費用の一部助成と65歳以上の生活保護世帯の方への全額助成を行っております。

特定保健指導につきましては、特定健康診査で保健指導の対象となった565名のうち、積極的支援26名、動機づけ支援64名の合計90名の方々に対し、健康、栄養、運動などの保健指導を11月24日から母子健康センター等で実施しております。

また、11月16日から同月18日まで市役所ロビーにおいて、「食で育む元気な多賀城」をスローガンに食育展を開催いたしました。食育に関する保育所や学校給食センターでの取り組みについて、パネル展示などを紹介いたしました。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、歴史的風致維持向上計画につきましては、震災復興計画の最終的な整合を図り申請していたところですが、12月6日、全国で27番目に当たる認定をいただきました。今後は、市民の参画を得ながら、歴史的風致及び周辺環境の整備を行うとともに、後世に伝承させるための管理・保存に努めてまいります。

民間木造住宅の耐震化支援事業につきましては、耐震診断で申し込みのあった40件のうち12件が完了しております。また、耐震改修の工事費補助では、10件の申し込みがありました。一部損壊住宅に対する補修工事費補助事業については、11月1日から受け付けを開始しておりますが、11月末現在で114件の申請に対し1,014万円の補助金を交付しております。

都市緑化推進事業につきましては、生け垣づくり補助は、申し込み7件のうち5件が完了いたしました。また、花のまちづくり補助は、申し込みのあった5件が完了いたしました。

次に、道路公園課関係でございますが、補助事業につきましては、都市計画道路新田南錦町線は6件の用地買収、都市計画道路南宮北福室線は7件の用地買収と建物移転等補償の契約を締結いたしました。

単独工事につきましては、市道石ヶ森4号線道路改良工事外5件の契約を締結いたしました。

災害復旧事業に対する国の補助金の交付を受けるための災害査定につきましては、道路災害の津波浸水区域を除いた区域で56件を予定しており、11月末現在、すべてが完了しております。津波浸水区域では30件を予定しており、25件が完了しております。公園災害につきましては、市内全域で11件を予定しており、11月末現在、すべてが完了しております。

道路災害復旧工事の発注状況につきましては、津波浸水区域を除いた区域で27件の契約を締結いたしました。

次に、下水道課関係でございますが、災害査定につきましては34件を予定しており、11月末現在で29件が完了いたしましたので、順次、復旧工事を発注する予定です。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、生涯学習課関係ですが、10月9日、多賀城政庁跡を会場に、社団法人塩釜青年会議所と史都多賀城万葉まつり実行委員会の共催により、「万葉復興祭

万葉の灯・アラノバキの灯」が開催されました。多賀城太鼓、多賀城鹿踊、琵琶演奏などのほか、万葉行列には約100人が参加いたしました。また、夜には万灯会を模した手づくりの灯籠5,000個がともされ、ステージでの演奏や花火の打ち上げが行われました。

放課後子ども教室につきましては、国際NGOプラン・ジャパンの協力を得て、「みんなで笑顔プロジェクト」を開催しました。子供たちはアフリカの方々と一緒にアフリカの太鼓「ジェンベ」の演奏体験などを楽しみ、保護者を対象に、オランダの医師をコーチに迎えた子供の心のケアに関するワークショップを開催いたしました。10月15日に多賀城八幡



小学校で開催し、74名の参加が、同月29日には多賀城小学校で開催し、103名の参加がありました。

青少年健全育成につきましては、11月の子ども・若者育成支援強調月間に合わせ、11月4日に一斉街頭指導を行いました。青少年健全育成多賀城市民会議の方々や青少年補導員など31名が参加し、多賀城駅前など4カ所でチラシ配布するなどの啓発活動を行いました。

次に、文化財課関係ですが、多賀城史遊館につきましては、11月1日に再開いたしました。再開までの間は出前講座や歴史研修に力を入れ、9月29日には東豊中学校1学年87名を対象に多賀城の歴史について授業を行いました。

また、10月9日、10日には、東北学院大学工学部祭において勾玉づくりのコーナーを設け、約250名の参加がありました。今年度から多賀城跡内の公有地活用の一環として、城南小学校と連携し、歴史的な食文化を学びながら体験する多賀城跡内歴史的食文化体験学習を実施しておりますが、11月14日、城南小学校6年生が9月にまいいたソバの刈り取りを行いました。刈り取ったソバの実につきましては、石うすでひく体験作業を実施し、そばだんごなどにする予定です。

11月2日、貞山運河の被災状況を把握するため、文化庁職員と土木史の専門家により石積み護岸の破損状況についての調査がありました。

11月21日、22日、東京都において全国史跡整備市町村協議会第2回役員会及び総会が開催されました。予算案等の審議の後、国会議員に文化財保護等に対する予算措置の充実についての陳情を行ってまいりました。

また、平成21年度から2カ年をかけて策定しておりました特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画書が完成いたしました。今後10年間、本計画の内容に沿って多賀城跡を保存管理していくこととなります。

次に、上水道部について申し上げます。

水道事業につきましては、平成32年度を目標年度とし、安心・安定・持続・環境の四つの柱を基本とした「多賀城市水道ビジョン」を策定いたしました。詳しくは後日、説明させていただきますが、多賀城市水道ビジョンは今年度から今後10年間にわたる本市水道事業の基本構想となるもので、地域性や社会環境、事業の現状を適切に評価した上で将来像を設定し、実現に向けての具体的な計画を期待したものです。

また、11月18日、本市の水源である七ヶ宿ダムの水質を守るため、七ヶ宿ダム周辺水源地支援活動に参加し、不法投棄物等の回収を行いました。

最後に、選挙管理委員会について申し上げます。

東日本大震災により延期となっていました宮城県議会議員一般選挙は11月13日に行われましたが、多賀城・七ヶ浜選挙区は定数2名に対して立候補者が2名であったため無投票となりました。

以上、第3回定例会以降今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

次に、日程第 4、選挙第 7 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

まず、選挙管理委員会委員として、渡邊宏さん、庄司麗子さん、佐藤勇雄さん、鈴木新津  
男さんを指名したいと思います。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、菊田百合子さん、小山正子さん、松山功さん、小  
林マサ子さんを指名したいと思います。

以上の被指名人をもって当選人と定めること並びに選挙管理委員会委員補充員の補欠順序  
はただいま指名した順序のとおり定めることにしたいと思います。これに御異議ありませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡邊宏さん、庄司麗子さん、佐藤勇雄さん、鈴木新津  
男さんが選挙管理委員会委員に、また菊田百合子さん、小山正子さん、松山功さん、小林  
マサ子さんが選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

また、ただいま当選されました補充員の順序は指名の順序によることに決しました。

---

日程第 5 議案第 67 号 多賀城市東日本大震災復興基金条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 5、議案第 67 号 多賀城市東日本大震災復興基金条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (板橋恵一)

市長の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 67 号 多賀城市東日本大震災復興基金条例についてであります。これは東日本大震災からの復旧及び復興に係る事業を円滑に実施するため、基金の設置について必要な事項を定めるものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (板橋恵一)

市長公室長。

○市長公室長 (菅野昌彦)

議案第 67 号 多賀城市東日本大震災復興基金条例について説明をさせていただきます。

まず初めに、当基金条例の設置に至る背景について説明をさせていただきます。

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興、雇用維持等について単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、特定被災地方公共団体である 9 県、これは青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県になりますが、これら 9 県に取り崩し型の復興基金が創設されることとなりました。この復興基金は国の第 2 次補正予算で措置された特別交付税を原資として設置されることとなっており、宮城県においては 660 億円が交付されることとなっております。県では、このうち 330 億円を震災復興基金交付金として県内各市町村に交付することとしており、その補正予算案が現在開会中である宮城県議会定例会に提出されております。今後の県のスケジュールによりますと、市町村において震災復興基金交付金の受け入れをするための基金が設置され次第、同交付金の概算払い請求書を提出させ、平成 24 年 2 月上旬以降に交付する予定とのことでございます。

そのようなことから、本市におきましては、同交付金の受け入れ態勢を整えるべく、早期に東日本大震災復興基金を設置することとしたものでございます。

また、これにあわせて全国から復旧・復興のための資金としてお寄せいただいております震災復興寄附金も、他の歳入と区分して管理し、複数年度での使用を可能とするため、東日本大震災復興基金に積み立てることとするものでございます。

それでは、資料 2 の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

今回設置いたします東日本大震災復興基金につきましては、「1、基金の構成」にございますように、県から交付される震災復興基金交付金、それと震災復興寄附金を原資とするものでございます。震災復興交付金の本市への交付額は 9 億 9,939 万 6,000 円が予定されておりますので、この全額を東日本大震災復興基金に積み立てることとしております。

また、同交付金の対象事業といたしましては、資料の対象事業等の欄に記載のとおり、被災者支援、地域コミュニティ支援、産業対策、防災対策等の分野で市町村が行う補助事

業と宮城県が実施する基金事業の継ぎ足しや横出しの市町村単独事業とされておりますが、他の補助金や交付税で措置される事業は対象外となっております。

今後、県議会において同交付金に係る予算が成立した後に交付要綱により詳細が示されることとなりますが、現時点で示されているのは以上のとおりでございます。

なお、同交付金の使途につきましては、毎年度、県に対して前年度の事業実施状況、当該年度の事業実施計画を提出することとされております。

一方、震災復興寄附金につきましては、東日本大震災からの復旧・復興事業に使用することとしており、震災復興基金交付金のような対象事業の制約はありませんが、寄附をお寄せいただいた皆さんの御厚志に沿うように使用させていただき、これを公表する必要があるものと考えております。

また、今回、東日本大震災復興基金に積み立てる震災復興寄附金につきましては、資料に記載しましたように、平成 22 年度分の収入で財政調整基金に仮置きしておりました 1,549 万 7,000 円とその運用益である 1 万 2,000 円、さらに平成 23 年度予算で計上済みとなっております 1 億 2,345 万 9,000 円の合計額 1 億 3,896 万 8,000 円としております。

次に、東日本大震災復興基金に積み立てる震災復興交付金並びに震災復興寄附金の取り扱いでございますが、さきに申し上げましたように、震災復興基金交付金には対象事業に一定の制約があり、県への報告などもありますことから、「2、基金に属する現金の管理」に記載のとおり、震災復興基金とは別口座で管理し、実施する事業の内容等に応じて取り崩して使用することを予定しております。

次に、東日本大震災復興基金の設置期間ですが、2 ページの「3、基金の設置期間」をごらんいただきたいと思います。ここに記載のように、震災復興基金交付金を原資とした事業は、平成 23 年度から 32 年度までの 10 力年度の範囲で実施する旨、県から示されております。また、本市の復興計画期間も同様の期間を予定しておりますことから、期間の設置期間は 10 年間と予定しております。

続きまして、条例案について御説明申し上げます。

資料 1 の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第 1 条設置でございますが、この基金の設置の目的は、ただいま御説明申し上げたとおり、宮城県から交付された震災復興基金交付金並びに全国からお寄せいただいた震災復興寄附金を積み立てて、本市における東日本大震災からの復旧・復興事業の円滑な実施を図るものでございます。

次に、第 2 条の積み立てでございます。基金として積み立てる額は、予算に定める額の範囲内の額とするということでございますが、今回の基金の原資として積み立てる額は、先ほど御説明申し上げましたとおり、震災復興基金交付金分の 9 億 9,939 万 6,000 円並びに震災復興寄附金の 1 億 3,896 万 8,000 円の合計額 11 億 3,836 万 4,000 円でございます。今定例会に提出しております平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 7 号）に計上しておりますので、後ほど御審議賜りたいと存じます。

続きまして、第 3 条管理。「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」でございますが、基金に属する現金は金融機関への定期預金による保管を予定しております。

次に、第4条運用益の処理。「基金の運用から生ずる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする」でございしますが、これは他の基金と同様の扱いでございまして、基金の運用から生ずる利子につきまして、予算に計上した上で当該基金に積み立てるということとでございます。

次に、第5条処分。「市長は、第1条の事業の財源に充てる場合に限り基金を処分することができる」ということとでございますが、この基金は東日本大震災からの復旧・復興事業にのみ充てる旨を定めるものでございます。

次に、第6条繰替運用。「市長は、財政上、必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」とございしますが、これは基金に属する現金を一時的な資金繰りに用いることができるということとでございます。

次に、第7条委任でございますが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が定めるとしてございます。本市の公金管理運営に共通した取り扱いを定めた市長訓令に多賀城市公金管理及び運用基準、これは平成14年に作成したものでございしますが、この訓令には基金に属する現金の管理・運用に関する規定があり、本市の各種基金はこの規定に沿った現金の管理・運用を行っております。東日本大震災復興基金もこの基金と同様に、この訓令の規定に沿った現金の管理・運用を行うことを考えております。なお、多賀城市公金管理及び運用基準は、資料2の2ページの方に関係部分を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番柳原清議員。

○1番（柳原 清議員）

この基金の対象事業なんですが、一定の制約があるということなんですが、例えば具体的に被災者支援策として多賀城市で行っている一部損壊家屋への助成などにこの基金が活用できるのかどうかお聞きします。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今御質問のありました一部損壊等の補助金等に活用することは可能だと考えております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

確認だけさせていただきます。

この基金は震災復興基金交付金と寄附金でやるということになっておりますが、一般会計からの基金積み立てということについては、あくまでもこの基金で出てきた活字だけはそういうふうにするけれども、ほかは一般会計からの積み立てということとはあり得ないという確認をしておいてよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

はい、そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 議案第 68 号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に

関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 6、議案第 68 号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋惠一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 68 号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは国民健康保険の納税義務者で東日本大震災により失業または廃業した者に対し平成 23 年度の国民健康保険税を免除することについて所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋惠一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、議案第 68 号 東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案資料 2 の 4 ページをお願いいたします。

初めに、第 1、改正前の減免内容についてでございますが、この災害被害者に対する国民健康保険税の減免につきましては、本年 6 月定例会において御承認をいただきました「東日本大震災による震災被害者に対する市税の減免に関する条例」の規定により取り扱っているものでございます。国民健康保険税額の減免の区分及び減免の割合につきましては、1 から 4 に記載されているとおりでございますが、このうち 3 の(1)及び 4 の(3)の項目につきましては、9 月の定例会において減免要件を追加し、御承認をいただいたものでございます。

今回の改正は、さらにその一部を改正するというもので、国民健康保険税の減免する要件を 1 項目追加したいというものでございます。これは、国から財政支援の基準について、これまでの内容に追加する通知があったことによるものでございまして、項目を追加することにより、東日本大震災による災害被害者の方々の国民健康保険税をさらに広く減免していこうという趣旨でございます。

第 2 の改正により追加される減免の内容をごらんください。国民健康保険税の減免の要件及び割合の追加ですが、東日本大震災により被災したことで納税義務者が事業を廃止または失業した場合、全部を減免するというものでございます。

なお、下に括弧書きがございしますが、地方税法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する「特例対象被保険者等に該当する場合を除く」とございするのは、これはリストラや倒産等による被自発的失業者のことで、既に保険税軽減制度の対象となって税が軽減されている場合は今回の減免対象にはならないというものでございます。

5 ページをごらん願います。

新旧対照表でございますが、左側、「新」の第 5 条第 1 項の表中、「生活保護法の規定による生活扶助を受けることになったとき、全部」の下に、今回対象となる要件、「事業を廃止したとき、または失業したとき、（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等に該当する場合を除く）全部」を追加するものでございます。

ここで、恐れ入りますが、議案書の5ページをお開き願います。

附則でございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行することといたしております。

適用区分でございますが、改正後の東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例第5条第1項の規定は、平成23年度に課する当該年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

なお、東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例の本文は、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

もう当局の方は既に調査済みだと思いますが、この改正に該当する多賀城市の企業はどの程度あるか、お知らせ願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

17世帯でございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうしますと、事業を廃止または失業した場合ということを含めて17世帯あるということですね。これ以上、今のところ発生する可能性は調査の段階ではないと、ふえる可能性はあるという予測の中にあるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

これは、これからでもふえる可能性はあるかと思えます。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）



今回の改正で、新たに事業を廃止した方、あるいは失業したと、こうありますね。この失業なんですが、自分の自宅は何も被害はない、ただ職場で被害があったために失業になってしまった、仕事がなくなったという方が対象というまず理解でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

はい、そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

それで、例えば、これも住民の相談であったんですが、お父さんは社会保険なんだけれども兄弟2人が国民健康保険で、2人とも失業してしまったということで、国民健康保険税は当然変化していくものと私は思うんですが、そういうのも当然減免というか、どの程度になるのかわからないんですが、多分全額免除になるんですね。その辺、具体的に。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

これまでの減免規定では、いわゆる所得割のみの減免が対象になっておりましたが、今回は4課税分すべて全額減免ということになりますので、全額ということで御理解ください。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

恩恵を受ける方がたくさんふえて、よかったなという思いをする方もふえていいなと思うんですけども、17企業で働いている人、そこに関係する人たちの人数というのは、大体どのぐらいになるんですか。17企業ぐらいただったらば、個別にこういうことになりますよということでお知らせも可能ではないのかなというふうに思ったんですけども。

例えば、確認も入りますけれども、多賀城に住民票なりなんなりを置いて他市、他県に出ていらっしゃる方もありますよね、そういう方も含まれると思うんです。関係する被災自治体でやられると思いますけれども、多賀城市に住んでいらっしゃる方々に対するお知らせの方法、この17企業にかかわる方たちへの周知の方法なりは、どのように考えているか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

もちろん、周知方法につきましては広報誌の方で広く広報するとともに、市の方で把握している方々につきましては個別にきちんとした連絡をして減免するような措置を講じたいと思っております。

また、調査した結果では、県内近隣市町村も含めて、すべてこの改正をもう行っていることですので、県内の市町村にお住まいの方は同じような適用を受けられると思いますが、県外の場合だとなかなか連絡のしようがありませんので、従業員その他の場合は、こういう制度があればぜひともそれぞれの市町村の窓口に行って御相談くださいということ連絡していただくようなことは可能かと思えます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

どんなときもそうなんですが、知らなかったという人が結構いるんです。やっぱり不利益をこうむることのないように、皆さん、知るべき人はきちんと知ることができるというような手段で頑張っていたきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 68 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、15 分間の休憩といたします。再開は 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 00 分 休憩

---

午前 11 時 15 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

---

日程第 7 議案第 69 号 指定管理者の指定について

○議長（板橋恵一）

日程第 7、議案第 69 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 69 号 指定管理者の指定についてであります。これは平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間に於いて多賀城市シルバーヘルスプラザ及び多賀城市屋内ゲートボール場の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、議案第 69 号 指定管理者の指定について、資料に基づき説明させていただきます。

資料 2 の 6 ページをお開き願います。

今回、指定管理者の指定を行います多賀城市シルバーヘルスプラザ並びに多賀城市屋内ゲートボール場につきましては、平成 18 年度以降、2 期 6 年にわたり社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会を指定管理者としてまいりました。6 ページの 1、取り組み経過につきましては、第 1 期及び第 2 期目の指定管理の経過と今後の候補者選定に至る経過を時系列で整理いたしました表でございます。

第 2 期目以降の指定管理者の選定に当たりましては、多賀城市指定管理者導入方針において、現指定管理期間における評価委員会の評価と選定委員会の審査を受けることとなっております。この方針に基づき、上から 3 項目めでございますが、本年 8 月 12 日に評価委員会を開催し、第 2 期目の指定管理業務について、事業経営や施設管理について評価していただいた結果、「良好」との報告を受けました。良好という評価を受けたことから、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に「公募によらない選定理由」として定められております「現に指定管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できる場合」に該当するものとして、現指定管理者である多賀城市社会福祉協議会を非公募により第 3 期目の指定管理者に選定することについて、9 月 5 日、行政経営会議において決定いたしました。

その後、一連の事務手続を経て、10月20日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査していただいた結果、多賀城市社会福祉協議会を第3期目の指定管理者の候補者として選定することに御同意を賜り、11月14日の行政経営会議において、多賀城市社会福祉協議会を第3期目の指定管理者の候補者として選定することを決定したものでございます。

2の指定管理の概要でございますが、(1)指定管理者を指定する施設は、多賀城市シルバーヘルスプラザ並びに多賀城市屋内ゲートボール場の2施設でございます。

(2)指定管理者が行う業務の範囲でございますが、両施設の管理運営に関する業務でございます。

(3)指定管理期間は、第1期及び第2期までは3年間でしたが、市指定管理者導入方針において指定管理期間が原則5年と改められたことから、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とするものでございます。

次の7ページで、3の指定管理者候補者の概要でございますが、(1)名称は社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会。(2)所在は多賀城市中央2丁目1番1号。(3)代表者名は飯田典美氏。(4)設立は昭和46年4月23日でございます。

次の4は指定管理者候補者の申請内容の抜粋でございますが、(1)は両施設の管理運営方針について、ページの中段以降にアからクまで具体的な項目を掲載しておりますが、朗読は省略させていただきます。

次の8ページをお願いいたします。

(2)は指定管理料申請額でございますが、5年間の総額で1億2,059万円となっております。債務負担行為の額につきましては、不測の事態等に備えるため、5年間で1億2,400万円で設定させていただきます。なお、指定管理料につきましては、各年度ごとに協議を行った上で年度協定を結び、定めていくこととなります。

(3)は職員体制及び人件費でございますが、これまでと同様、館長以下5人体制で管理運営に当たることとしており、職種、人件費等は記載のとおりでございます。

次の5でございますが、前段の1、取り組み経過の中で御説明申し上げました評価委員会及び選定委員会の結果概要でございます。

(1)は評価委員会でございます。アの委員の構成でございますが、委員長には有識者として市行政改革推進委員会委員の方をお願いし、委員としては、両施設の利用者代表がそれぞれ1名、有識者として介護老人保健施設顧問の方、グループホーム管理者の方並びに市職員2名の計7名の構成となっております。イの評価方法につきましては、管理運営の実施状況、以下、記載の五つの評価項目ごとに設定いたしました計20項目について、現指定管理者から説明を受け、その後、質疑応答を行い、次のページの表にございます評価基準に従い採点していただきました。ウが評価結果でございます。

評価得点表につきましては11ページに掲載しておりますが、(イ)評価の要旨といたしまして、得点の総合計が700点満点中632点、1人当たりの平均点が100点満点中90.3点、1項目当たりの平均点が5点満点中4.5点という結果でございました。このことから、現指定管理者による事業経営や施設管理の取り組みは良好であるという結果の報告をいただきました。

(ウ)は、評価委員会の際、各委員からいただいた御意見の概要でございます。

次の(2)は、選定委員会でございます。アの委員会の構成でございますが、委員長には有識者として生涯学習 100 年構想実践委員会会長の方をお願いし、委員としては両施設の利用代表者がそれぞれ 1 名、有識者として民生委員、児童委員の方並びに市職員 3 名の計 7 名の構成となっております。

次のページをお願いいたします。

イの選定方法につきましては、管理運営計画以下、記載の五つの選定基準ごとに設定いたしました計 15 項目について現指定管理者から説明を受け、その後、質疑応答を行い、表にございます基準に従い採点をしていただきました。ウが選定結果でございます。

審査得点表は 12 ページに記載しておりますが、(イ)の審査の要旨といたしまして、得点の総合計が 525 点満点中 475 点、1 人当たりの平均点が 75 点満点中 67.9 点、1 項目当たりの平均点が 5 点満点中 4.5 点という結果でございます。この審査結果から、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の指定管理については、多賀城市社会福祉協議会を指定管理者とすることが適切であると認められ、指定管理者候補者と選定したものでございます。

(ウ)は、選定委員会の際、各委員からいただいた御意見の概要でございます。

次の 11、12 ページに評価委員会及び選定委員会の得点表を添付しておりますので、御参照願いたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。2 番戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

資料の 9 ページに評価委員会の意見の概要というのがございまして、ゲートボール場は利用がもっとするように検討願いたいとか、それから 3 番目には、みずから利用者ニーズを拾う積極的な取り組みを願いたいという御意見が付されてありますけれども、ごめんなさい、私も勉強不足であれなんです、利用している人たちのニーズがこの指定管理者の社会福祉協議会の中にきちんと届いているのかとちょっと疑問に思うような場面もございまして、みずから利用者のニーズを拾うような積極的……、積極的でなくても、今までどんなことをなされていたのか、そこをお伺いしたいんですが。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

まず、利用者の声といたしましては、事務室の入り口のところに意見箱というものを置いて、利用者の方々から常時いつでも、さまざまな意見を述べていただくよう手配しております。

それから、今回の指定管理に当たりましては、11 月 8 日から 11 月 20 日までの間に利用者の方々にアンケート調査を行っております。さまざまな利用者からの御意見があるわけでございますが、そういったものを社会福祉協議会と事務局である我々の方といろいろ協議をしながら、その辺の手当てに努めているところでございます。

○議長（板橋惠一）

2 番戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

それらの調査を意見箱に出た意見とかアンケートの調査の結果をいかに実現の方向に向けていくかという点で積極的なことがもう少しなされるべきだと思います。例えば、雨漏りがするゲートボール場のことを一度、私話したと思うんですけども、その件でありますとか、今実際にあそこで障害者の方に貸してあってカラオケとして使っていたスペースは今使えない状況になっていたりします。そういうことの将来的な展望だとか、そういうことにちょっとどうなのかなと思うんですが、もしわかれば、それも教えてください。

○議長（板橋惠一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

現在、集会室の方、御存じかと思いますが、さくらんぼ学園の方に、津波被害があったということで、場所がないということでお貸ししているんですが、12月いっぱいということでのお約束になっています。1月になりましたら早急に集会室の窓ガラス、ちょっとひびが入っていたりするものですから、そういったものを修繕をして、予定では1月23日からもとどおり一般の方々に開放したいと考えております。

それから、屋内ゲートボール場につきましては、雨漏りの方は早急に修理をして、利用者の利便性を図ってまいりたい。今年度中にといいますか、早急にやる予定で今進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（板橋惠一）

ほかにございませんか。3 番江口正夫議員。

○3 番（江口正夫議員）

確認と質問なんですけれども、2 問ございまして、1 問目は、第 1 期から第 2 期に公募から非公募に変わりましたということで、その理由を知りたいことと、2 問目は、今回指定管理者指定はこの 1 件だけだったのですか。ほかの機関とかそういうことはなかったんですか。以上です。2 問、お願ひします。

○議長（板橋惠一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

まず、非公募の理由でございますが、2 期目から 3 期目へということ、今回の非公募の理由は、先ほど冒頭で御説明申し上げたと思ひますが、現に指定管理を行っている、現在ですね、行っている指定管理者が継続することで相当のサービスの低下が防げたり、現状維持といいますか、今でも 90%以上の方が満足しているという回答を受けているわけですが、そういったものを継続してサービスが維持できる場合は非公募でやるのが望ましい、そういった項目を受けて非公募にしたということでございます。

2 点目の理由も同じ理由かなというふうに思ひます。

○議長（板橋恵一）

3 番江口正夫議員。

○3 番（江口正夫議員）

わかりました。以上です。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

確認だけさせていただきたいんですが、利用者代表がそれぞれ評価委員、選定委員に入っております。利用者の実際の生の意見をアンケートでやっておられると思いますけれども、実際運営に当たっては、そういう意見を聞く何らかの仕組みをつくってこなければまずいのではないかというふうに思っているんですが、6 年間指定してきましたけれども、その間でそういうような利用者の生の声を聞くような、例えば利用者協議会とか、そういうものの設置といいますか、そういう組織を構築しているのかどうなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

そういった生の声を聞く協議会みたいなものはつくっておりません。これも選定委員会または評価委員会のときに話題になったんですが、社会福祉協議会の聞き取り調査の段階では、社会福祉協議会の職員が利用者の方々と相当利用者と信頼関係が築かれているということで、ちょっと不都合があると「あそこ壊れていたよ」とか「ここ、こうして」というふうなことで、相当ストレートな意見を事務室によこしていただけるということで、対応できるものはその都度対応しているということなので、結論から言いますと、96.1%の人が「満足している」または「おおむね満足している」という回答を得ているということから、特段、協議会の設置までは必要ないのではないかというふうなことで今回はお話し合いがあったということをお伝えしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

一応利用者代表ということで入れるとすれば、そういう声を尊重して選定する、いろいろ作業をするとすれば、少なくとも、それは毎月開くというよりも、例えば四半期に一遍ぐらいそういうような会を持って、どういう動向にあるのかということをおはきちつと整理をしていかなければと。今の職員との関係はいいかもしれませんが、職員というのは人事異動があるわけです。組織というのは動かないんです。ですから、そういうものをきちつとして後世に伝えていかなければまずいのではないかというふうに思うので、今ないというのであれば、指定管理者をいっぱいやっていますけれども、そういうものを含めて、私は全体的に考えていかなければいけないのではないかと。来た人のただ自分の直感で物を話すというのも、これまた選定なり評価に当たっていいのかどうなのかという若干問

題意識もありますので、私はそういう点をもうちょっと広範囲に検討するべきではないのかというふうに思いますけれども、今後いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

議員おっしゃるとおり、多くの方の生の声、例えば職員にも話しづらいことがあるかもしれませんので、そういったさまざまな声を聞く機会は拡充してまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

シルバーヘルスプラザなんですけど、今、福祉団体に貸していますね。この間ちょっと用事があったって行ったんですが、さっき部長は1月何日までに直して使うようにすると言っていたらしゃいましたけれども、ガラスが相当青いテープで張ってあって、上の方のガラスが全部割れているんです。テープで張ってあって、それを貸しているとはいえ放置していいのかという思いでいるんです。1月まで待っていて大丈夫かしらというふうに思うんですが。今、他団体でも利用しているわけでありまして、ましてや障害者の方たちが使っているわけでありまして、急いで直してあげるわけにはいかないんですか、あそこは。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

どなたが使おうと、その方の安全を守ることを最優先に考えなければいけないということは、もちろんごもっともでございます。

たまたまあそこの構造上の問題として、足場を組んで、はめ込み式の窓ガラスになっておりますので、足場を組んで工事という形になると、今の利用者の方々の利便性の問題もあるということと、現在利用されている方々と十分打ち合わせをして、落下するかどうかは実際大きな被害が来るとクエスチョンはありますけれども、当面相当頑丈にテープを張って落下防止ということで、これで御理解をいただいて、お互い納得したということもあります。

ただ、今のような御意見もごもっともでございますので、今利用されている方々ともう一度お話をして、作業もしているわけでございますけれども、そういったものと特に影響がなければ、早期に直すことも検討してみたいと思います。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

何かぶつかったり大きくぶつかったりしたときに崩れ落ちるという可能性は大きく私はあると思います。ぜひ急いで直してあげるべきかなというふうに思っていますので、御検討を強めていただきたいと思います。



もう一つなんですが、ゲートボール場で利用者の範囲というのは、どの辺までなんでしょう。地域的な範囲。どういう地域の人たちが利用しているのかなという思いでお聞きするんですけども。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

これは、ゲートボール愛好者の方、市内全域にいますので、全域の方々がお使いになっているということです。

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 69 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 8 議案第 70 号 市道路線の認定について

○議長（板橋恵一）

日程第 8、議案第 70 号 市道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 70 号 市道路線の認定についてであります。これは丸山 1 丁目 1 号線外 3 路線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

議案第 70 号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

それでは、議案書 1 の 7 ページをお開きください。

今回、市道認定する道路は 4 路線でございます。路線番号 840 番から 842 につきましては丸山地区にありました財務局の官舎跡地の払い下げに伴う開発行為により帰属を受けた道路 3 路線と、路線番号 843 の東田中 1 丁目地内における開発行為により帰属を受けた道路 1 路線となります。

次に、議案関係資料 2 の 13 ページをお開きください。こちらは位置図になりますが、路線番号 840 番から路線番号 842 番の路線の位置図でございます。

次のページをお開きください。こちらは、路線番号 843 の位置図でございます。この 843 につきましては行きどまり道路となっておりますので、終点付近に幅 4 メートル、奥行き 5 メートルの転回広場を設置しております。

今回市道認定をお願いする 4 路線を含めると、市道の路線本数は 839 本となり、路線延長は 173.7 キロメートルとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 70 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第71号 平成23年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)

日程第10 議案第72号 平成23年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第73号 平成23年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第74号 平成23年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第75号 平成23年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第14 議案第76号 平成23年度多賀城市水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(板橋恵一)

この際、日程第9、議案第71号 平成23年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)から日程第14、議案第76号 平成23年度多賀城市水道事業会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

この際、議案を朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第71号 平成23年度多賀城市一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出にそれぞれ16億1,212万3,000円を追加し、総額431億3,328万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、東日本大震災復興基金設置に伴う積立金、東日本大震災に係る追悼式開催事業費及び台風15号に係る見舞金支給事業費の追加補正、職員人件費の減額補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、震災復興基金交付金の追加補正並びに特別交付税及び社会資本整備総合交付金の増額補正を行うのが主なものでございます。また、老人福祉施設指定管理業務委託等に伴う債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第72号 平成23年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出に3億3,352万8,000円を追加し、総額61億6,933万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、保険給付費の増額を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、国民健康保険税の減額を行うとともに、国庫支出金、療養給付費交付金及び県支出金の増額を行うものであります。また、交付金収納業務委託に伴う債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第 73 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、歳入歳出からそれぞれ 9,000 万円を減額し、総額 3 億 6,786 万 1,000 円とするものであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の減額及び諸支出金の増額を行うものであります。

一方、歳入については、後期高齢者医療保険料の減額及び諸収入の増額を行うのが主なものであります。また、公金収納業務委託に伴う債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第 74 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)は、歳入歳出からそれぞれ 291 万 1,000 円を減額し、総額 32 億 6,772 万円とするものであります。

歳出につきましては、塩釜地区消防事務組合負担金の増額を行うとともに、包括的支援事業職員人件費に要する経費の減額を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、事務費繰入金の増額及び介護認定調査業務委託料返還金の追加を行うとともに、職員給与費等繰入金の減額を行うものであります。また、公金収納業務委託に伴う債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、議案第 75 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第 5 号)は、歳入歳出からそれぞれ 510 万 1,000 円を減額し、総額 45 億 3,389 万 9,000 円とするものであります。

歳出については、水道事業への水道庁舎使用負担金の増額補正、雨水事業利息支払い事業及び汚水事業利息支払い事業における利息支払い費の減額補正並びに被災を受けた大代 1 丁目ポンプ施設の災害復旧費の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入については、公共土木施設災害復旧事業負担金及び公営企業災害復旧事業債の増額補正を行うとともに、一般会計繰入金の減額補正を行うのが主なものでございます。

最後に、議案第 76 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算(第 3 号)は、収入につきましては、下水道会計負担金の増額補正を行うものであります。一方、支出につきましては、仙台分水復旧工事に伴う負担金の増額補正並びに職員人件費の減額補正を行うものであります。また、水道料金等収納業務委託に係る債務負担行為の追加補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

お諮りいたします。

本案 6 件については、委員会条例第 6 条の規定により、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案6件については、18人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員18人を指名いたします。

---

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日12月8日は、補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さんでした。

午前11時51分 散会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年12月7日

議長 板橋 恵一

署名議員 柳原 清

同 戸津川 晴美